別記3

登録申請書の提出書類一覧（その１）

書類の名称	様式	申請時の注意点
登録申請書 ＜第一面＞	省令様式 第５号	申請者、実務経験、国土交通大臣の認定、試験及び業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項
登録申請書 ＜第二面＞		証紙欄（電子申請の場合は、宅地建物取引士関係申請に係る収入証紙納付書）に登録申請手数料**３７，０００円分の北海道収入証紙**を貼付する。
誓約書	省令様式 第６号	
合格証書の写し		登録申請書 14 欄の記入内容と照合する。
顔写真		申請前６か月以内に撮影したもの。 縦３㎝、横２．４㎝の大きさで、顔の大きさが約２㎝に写っているもの。 無帽、、正面、上三分身、無背景のカラー写真。ポラロイド写真やカラーコピーは、貼付できない。
未成年者が、営業に関し成年者と同一能力を有することを証する書面		申請者の住所、氏名及び生年月日並びに法定代理人の住所及び氏名を記載し、「申請者の法定代理人が宅地建物取引業に関し営業することを許可する」「申請者の法定代理人が取引士として宅地建物取引業に従事することを許可する」等が記載された書面。 未成年者の場合、法定代理人に係る７から９の書類が、法定代理人が法人の場合はその役員に係る７から９の書類及び商業登記簿謄本が必要。
実務経験を有する者等を証する書面 （①～③のいずれかの書類）	省令様式 第５号の２	① 実務経験が２年以上ある者（次のいずれも） ・実務経験証明書 宅地建物取引業者の代表者が証明する。 申請者が宅地建物取引業者(法人であるときはその役員)であるときは、原則として他の宅地建物取引業者等が証明する。
	省令様式 第８号の２	・従業者名簿の写し 申請者が実務を経験した宅地建物取引業者が事務所ごとに備えているものの写しを添付する。
		② 登録実務講習修了者 ・登録実務講習実施機関発行の修了証（写し）
	任意様式	③国、地方公共団体等における実務経験が２年以上ある者 ・国、地方公共団体等による実務経験証明書 証明書には、宅地建物取引事務に従事していたことがわかる事務分掌及び履歴書を添付する。
後見等登記事項証明書（**登記されていないことの証明書**）		発行日から３か月以内のものを添付する。 札幌法務局、函館、旭川、釧路各地方法務局戸籍課で証明書の交付を受ける。 ① 営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者の場合は本人の「登記されていないことの証明書」とともに、法定代理人の同証明書も必要。 ② 日本在住の外国人の場合も提出する。

登録申請書の提出書類一覧（その２）

書類の名称	様式	申請時の注意点
「登記されていないことの証明書」（東京法務局ホームページからの抜粋） 法令上は「登記事項証明書」と「登記されていないことの証明書」を総称して「登記事項証明書」とされているため、各種資格・営業許可等に関する機関等から「登記事項証明書」の提出を求められた場合で、その証明すべき内容が成年被後見人・被保佐人等に該当しないことであるときは、実際には「登記されていないことの証明書」を指すことになります。		
医師の診断書（成年被後見人等の登記がされている者のみ対象）		発行日から３か月以内のものを添付する。 ①　営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者の場合は、当該未成年者のものの他法定代理人のものについても必要 ②　日本在住の外国人の場合においても必要
身分証明書 ※運転免許証、マイナンバーカード、パスポート（旅券）ではありません。		本籍地のある市区町村が発行した、発行日から３か月以内のものを添付する。 ①　営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者の場合は、本人の身分証明書のほか、続柄の分かる住民票等及び法定代理人の身分証明書も必要。 ②　日本在住外国人や外国在住の外国人の場合は交付を受けられない場合があるので、以下の書面に替えて提出させる。 ア　日本在住外国人 ・成年被後見人等でない及び破産手続開始決定を受けた者でないことを本人が誓約した書面 イ　外国在住の外国人 ・当該外国人についての本国の公的証明書(公証人による証明書など)とその和訳文、又は本人の誓約書
住民票の抄本 （個人番号省略）		申請者本人の分で発行日から３か月以内のものを添付する。 本籍・続柄の記載は不要(未成年者の場合は法定代理人との関係が分かる続柄の記載が必要))。 日本在住外国人の場合は、住民票抄本（国籍等並び在留資格その他の記載のあるもの）（発行日から３か月以内）を添付する。 コピーは不可。
従事者証明書	省令様式第８号	現在、宅地建物取引業者に勤務し、宅建業に従事している場合、申請者が携帯している従事者証明書の写しを添付する。